

事 務 連 絡  
令和 7 年 10 月 30 日

一般社団法人日本呼吸器学会会長 殿

厚生労働省労働基準局  
安全衛生部労働衛生課長

じん肺診査ハンドブック改訂（案）に係る意見の募集の周知（依頼）

労働衛生行政の運営につきましては、日頃から格別のご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

じん肺管理区分については、じん肺法（昭和 35 年法律第 30 号）第 13 条において、エックス線写真及びじん肺健康診断の結果等により決定することとされており、じん肺健康診断の具体的実施手法及び判定については、「改正じん肺法の施行について」（昭和 53 年 4 月 28 日付け基発第 250 号、最終改正平成 23 年 3 月 31 日）において、別途発行される「じん肺診査ハンドブック」（以下、「ハンドブック」という。）（Ⅱの 5 の（1）及び（4）を除く。）に記載された内容並びに「じん肺法における肺機能検査及び検査結果の判定等について」（平成 22 年 6 月 28 日付け基発第 0628 第 6 号）のうち第 1 の 1 及び 2 に基づき行うこととされています。

ハンドブックについては、昭和 53 年に発刊してから大幅な改訂が行われていないことから、医療の進展、医学的知見の集積等を踏まえた現状に即した内容に改訂することとし、「じん肺健康診断とじん肺管理区分決定の適切な実施に関する研究」（令和 4～6 年度）（研究代表者：芦澤 和人）において、ハンドブック改訂案を作成しました。

つきましては、じん肺診査ハンドブック改訂（案）について、下記のとおり、意見募集を行いますので、貴団体におかれまして、会員みなさまに周知いただきますよう、特段のご配慮をお願い申し上げます。

## 記

### 1 御意見募集期間

令和 7 年 10 月 30 日（木）～令和 7 年 11 月 28 日（金）（必着）

### 2 意見募集要領

以下のホームページに、詳細を記載。

#### ○ 厚生労働省

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_65228.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_65228.html)

#### ○ e-Gov ポータル

<https://www.e-gov.go.jp/>